

災害に係る住家の被害認定に関する検討会（第1回） 議事概要

1. 検討会の概要

- ・ 日 時：平成29年11月6日（月）14：00～16：00
- ・ 場 所：中央合同庁舎8号館4階407会議室
- ・ 出席者：坂本座長、古関委員、阪田委員、佐久間委員、田中委員、藤田委員

2. 議事概要

検討項目についての委員からの主な御意見・コメント等は次のとおり。

<委員からの御意見・コメント等>

■写真を活用した調査の効率化・迅速化の検討について

- 運用指針を策定した当初は、被災した住家の工学的な危険度合いを判定することにより不公平感をなくすということに力点が置かれていた。今年度は調査の迅速性を重視して改善を検討するとのことであるが、公平性ととのバランスはどのようにするのか。
- 調査を迅速化しても、後からきちんと見直しができることが重要である。写真の活用はその一つの手段であり、このような根拠を残していくことについても検討すべきではないか。
- 写真の活用については、ソフト・ハードの両面に渡り、今後研究開発等も必要となるところがあることから、今年度の研究会では一定の方向性を示し、その後可及的速やかに実際に活用できるようにしていくという理解でよいか。

■地盤等の被害への対応について

- 建築基準法等により建築が規制されている災害危険区域、宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域等の区域において、住家の地盤に被害が出た場合はどのように取り扱うのか。
- 液状化等による傾斜について、運用指針における判定基準と地震保険損害認定基準のどちらをどのように整合させていこうとしているのか。

■水害による被害への対応について

- 外力被害について、貫通痕という考え方もあったが、現状では衝突痕となっている。どういう状況でもって外力被害とするのかを明確にしておかないと、何でも外力被害と判断されてしまう可能性が高い。

■応急危険度判定の結果を活用した迅速化について

- 応急危険度判定では、阪神・淡路大震災での判定作業における課題を踏まえて、一見して危険と判定することができるルートを追加したことが、判定の迅速化に大きく寄与した。

- 応急危険度判定の結果を活用して、現場での再確認を行わずに全壊と判定することによる迅速化を考えているのであれば、応急危険度判定の結果に係る情報共有の仕方・方法について、具体的に示すことが重要ではないか。
- 災害による被害が大きく、自治体も対応に困っており、代替措置として迅速化の手法をとるといふことであれば分かるが、そうでない場合で調査できる場合は一律に簡略化するのではなく、丁寧に調査していく方がいいのではないか。また、被害認定調査は応急危険度判定とは制度の趣旨が異なることから、どういう場合に新たな手法を活用するのかについても議論が必要ではないか。
- 完全に崩壊している等明らかに危険な状態のものを除けば、危険という赤紙が貼られている理由が不明である等のものもあり、判定結果にばらつきが生じやすく、実際に活用する場合には困難である可能性がある。

■ 部位別構成比等の確認・見直しについて

- 今回の構成比の見直しは、直近の固定資産評価基準の改正を踏まえて行うという、これまでと同じ考え方で検討していくということによいか。

■ 調査票様式の修正への対応について

- 自治体の判断で調査票様式を変更することにより、結果に甘辛が出てしまうのは以前からある問題である。これは、多くの場合、調査結果への被災者からの問合せの増加を防ぐとともに、被災者による被害程度の操作を防ぐ観点から、自治体が調査表を変更したことについて公表しないことが原因である。このため、調査票を変更したことを公表することを義務づけることが考えられるのではないか。
- 内閣府で示している調査票を自治体で修正する必要があるのか。自治体による調査票の変更を認めないということも考えられるのではないか。

■ その他

- 検討すべき項目が多岐にわたっているため、回毎に検討テーマを分けて議論した方がいいのではないか。
- 被害認定調査については、被災者だけでなく、自治体職員からもその過程がブラックボックスになっているように見えるため、検証ができて、結果に納得できるような仕組みの構築が必要ではないか。
- 市町村の担当者が被害認定調査について熟知していないことが少なからずあるため、事前に研修などを通じて、周知・徹底・トレーニングしておくことが重要ではないか。
- 災害発生時の公的調査は、市街地の被災度調査、応急危険度判定、宅地危険度判定、被害認定調査、被災度区分判定、地震保険損害調査と複数あるため、内閣府は各調査の趣旨と一連の調査の流れを関係省庁と調整して国民に周知していく必要があるのではないか。

(以 上)